

別紙

一時預かり事業

目的	保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
補 助 要 件	この要綱による補助金交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第 43 条第 1 項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所、またはその他の法人のうち、次の各号の要件を満たし、本市の指定した事業者の行う、一般型一時預かり事業・一般型一時預かり事業（基幹型）双方またはいずれかを実施する一時預かり事業とする。ただし、当該事業を実施する保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は、補助対象としない。 （１）事業内容 ア 一般型一時預かり事業 子ども・子育て支援法第 59 条第 10 項・児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則第 36 条の 35 の 1 項に定めるところの保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う事業である。 イ 一般型一時預かり事業（基幹型加算） 前項（ア）の一般型一時預かり事業に加え、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所や開所時間の延長を行う一般型一時預かり事業の加算型 （２）実施主体 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第 43 条第 1 項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所及び社会福祉法人、社団法人、学校法人、NPO 法人、株式会社、その他法人格を有する事業者 （３）実施場所 大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。 （４）対象児童 原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。 ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。 ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。 イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。 ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。 （５）利用料（日額） ア 月曜日から土曜日の利用料は次のとおりとする。 （ア） 0 歳児：2,700 円、1・2 歳児：2,000 円、3 歳児以上：1,200 円

	ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。また、基幹型実施施設（9時間開所）において、8時間を越えて利用する際、9時間までの時間においては、30分ごとに200円を徴収することができる。 (イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯（同住所に居住する者（世帯分離も含む）全員が非課税である世帯をいう。以下同じ）のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。 (ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。 0歳児：1,300円、1・2歳児：1,000円、3歳児以上：600円 (エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除 イ 日曜・国民の祝日等の利用料は次のとおりとする。 (ア) 0歳児：3,600円、1・2歳児：2,700円、3歳児以上：1,600円 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。 (イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。 (ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。 0歳児：1,800円、1・2歳児：1,300円、3歳児以上：800円 (エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除 (6) 開所時間 ア 一般型一時預かり事業 概ね午前9時から午後5時までの8時間とする。 イ 一般型一時預かり事業（基幹型） 概ね午前8時から午後5時までの9時間とする。 (7) 実施要件 ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という）第36条の35第1号イ、二及びホに定める設備及び保育の内容に関する基準等を遵守すること。 イ 「規則」第36条の35第1号ロ及びハの規定に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じ、専ら当該一般型一時預かり事業に従事する職員として、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「保育従事者」という）を配置し、そのうち保育士を1/2以上とすること。 ウ 保育従事者の数は2人を下回ることとはできないこと。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る）による支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。 また、1日当たり平均利用児童数（年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数をいう。以下同じ）が概ね3人以下である場合には、家庭的保育者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ）であって、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」の専門研修を修了した者を、保育士とみなすことができる。これに加え、1日当たり平均利用児童数が概ね3人以下であることに加え、保育所等と一体的に事業を運営し、当該保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において当該一般型一時預かり事業を実施する場合であって、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を「子育て支援員研修事業の実施について」（平成
--	--

	27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5 (3) アに定める基本研修及び 5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者 (以下「子育て支援員」という) 1 名とすることができる。ただし、保育所等を利用している乳幼児と同一の場所において事業を実施する場合であっても、保育所等を利用する児童と当該事業の利用乳幼児数を合わせた乳幼児の人数に応じ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 3 3 条第 2 項の規定に準じて職員を配置すること。 エ 保育士以外の保育従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。 (ア) 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5 (3) アに定める基本研修及び 5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者。 (イ) 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成 21 年 10 月 30 日雇児発 1030 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」(以下「ガイドライン」という) の別添 1 の 1 に定める基礎研修 (以下、「基礎研修」という) と同等の研修を修了した者であって、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の 5 (3) イ (イ) に定める「一時預かり事業」の専門研修を修了した者。 オ 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。 カ 一時預かり事業を実施する保育所、幼稚園及び認定こども園を運営する法人が同一敷地内で放課後児童健全育成事業を実施する場合であって、放課後児童健全育成事業の利用児童数が概ね 2 人以下であるときには、下記 (ア) から (エ) までの要件をすべて満たすことを条件として、一時預かり事業の実施場所において、両事業の対象児童を合同で保育することを可能とする。 (ア) 放課後児童健全育成事業の対象児童 (以下「放課後児童」という。) の処遇の実施に当たっては、『「放課後児童健全育成事業」の実施について』(平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」によること。 (イ) 一時預かり事業に関する保育従事者の配置基準は、上記 7 (イ) に関わらず、乳児おおむね 3 人につき 2 名以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 3 人につき 1 名以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 10 人につき 1 名以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 15 人につき 1 名以上とすること。 (ウ) 一時預かり事業に関する保育従事者の数は 2 人を下回ることはできないのが原則であるが、放課後児童の処遇に係る職員 2 人以上から支援を受けられることを前提に、上記 7 (イ) の基準に基づき保育士 1 名で保育ができる乳幼児数の範囲内において、保育士 1 名とすることができることとする。 (エ) 一時預かり事業の対象児童に対する処遇に支障がないことに加え、低年齢児と小学生が同一場所で活動することを踏まえた安全な保育環境が確保されていると市長が認めていること。
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費
算定基準	別添 1 に定める交付基準によって算定された額。

実施事業所の代表者は、保育従事者に変更があるときは「〔別紙 1-2〕 保育従事者の状況」によりこども青少年局長あて報告すること。

実施事業所の代表者は、毎月の利用状況を翌月 10 日までに「一時預かり事業月報〔別紙 3〕」及び「一時預かり事業実施報告書〔別紙 4-1・別紙 4-2・別紙 4-3〕」によりこども青少年局長あて報告すること。

実施事業所の代表者は、事業の利用を承認した児童について、承認した月の翌月の 10 日までに「一時預かり事業利用承認報告書〔別紙 5〕」によりこども青少年局長あて報告すること。

要綱第 3 条第 2 項（交付規則第 4 条の市長が必要と認める添付書類）

- ・大阪市一時預かり事業運営補助金実施計画書〔別紙 1－1・別紙 1－2〕
- ・保育室の配置図

要綱第 7 条第 2 項（大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書に添付する書類）

- ・大阪市一時預かり事業運営補助金補助事業変更承認内訳書〔別紙 2・別紙 1－2〕

要綱第 11 条第 2 項（交付規則第 14 条のこれに相当する書類その他市長が必要と認める添付書類）

- ・職員配置の状況及び人件費計算書
- ・管理費等計算書及び保護者徴収額一覧表
- ・当該職員の源泉徴収簿又は当該年度分が 1 人 1 枚になった賃金台帳の写し
- ・一時預かり事業利用状況〔一時預かり事業実績報告内訳書〕〔別紙 6〕
- ・大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告内訳書〔別紙 7〕
- ・保護者徴収金台帳の写し
- ・保育従事者にかかる勤務実績等（事業に従事したこと）がわかる書類

〔別紙 別添1〕

【交付基準】

1 補助基準額

(1) 基本分

- ① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。

年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
150 人未満	1, 3 7 6, 0 0 0 円	2,000 人以上 2,100 人未満	7, 4 9 8, 0 0 0 円
150 人以上 300 人未満	2, 7 5 1, 0 0 0 円	2,100 人以上 2,200 人未満	7, 7 4 0, 0 0 0 円
300 人以上 400 人未満	3, 0 5 1, 0 0 0 円	2,200 人以上 2,300 人未満	7, 9 8 2, 0 0 0 円
400 人以上 500 人未満	3, 0 8 7, 0 0 0 円	2,300 人以上 2,400 人未満	8, 2 2 4, 0 0 0 円
500 人以上 600 人未満	3, 1 2 3, 0 0 0 円	2,400 人以上 2,500 人未満	8, 4 6 6, 0 0 0 円
600 人以上 700 人未満	3, 1 5 9, 0 0 0 円	2,500 人以上 2,600 人未満	8, 7 0 8, 0 0 0 円
700 人以上 800 人未満	3, 1 9 5, 0 0 0 円	2,600 人以上 2,700 人未満	8, 9 5 0, 0 0 0 円
800 人以上 900 人未満	3, 2 3 1, 0 0 0 円	2,700 人以上 2,800 人未満	9, 1 9 2, 0 0 0 円
900 人以上 1,000 人未満	4, 8 3 6, 0 0 0 円	2,800 人以上 2,900 人未満	9, 4 3 4, 0 0 0 円
1,000 人以上 1,100 人未満	5, 0 7 8, 0 0 0 円	2,900 人以上 3,000 人未満	9, 6 7 6, 0 0 0 円
1,100 人以上 1,200 人未満	5, 3 2 0, 0 0 0 円	3,000 人以上 3,100 人未満	9, 9 1 8, 0 0 0 円
1,200 人以上 1,300 人未満	5, 5 6 2, 0 0 0 円	3,100 人以上 3,200 人未満	1 0, 1 6 0, 0 0 0 円
1,300 人以上 1,400 人未満	5, 8 0 4, 0 0 0 円	3,200 人以上 3,300 人未満	1 0, 4 0 2, 0 0 0 円
1,400 人以上 1,500 人未満	6, 0 4 6, 0 0 0 円	3,300 人以上 3,400 人未満	1 0, 6 4 4, 0 0 0 円
1,500 人以上 1,600 人未満	6, 2 8 8, 0 0 0 円	3,400 人以上 3,500 人未満	1 0, 8 8 6, 0 0 0 円
1,600 人以上 1,700 人未満	6, 5 3 0, 0 0 0 円	3,500 人以上 3,600 人未満	1 1, 1 2 8, 0 0 0 円
1,700 人以上 1,800 人未満	6, 7 7 2, 0 0 0 円	3,600 人以上 3,700 人未満	1 1, 3 7 0, 0 0 0 円
1,800 人以上 1,900 人未満	7, 0 1 4, 0 0 0 円	3,700 人以上 3,800 人未満	1 1, 6 1 2, 0 0 0 円
1,900 人以上 2,000 人未満	7, 2 5 6, 0 0 0 円	3,800 人以上 3,900 人未満	1 1, 8 5 4, 0 0 0 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎に 242,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1, 150, 000 円 (基幹型実施施設に加算される)		

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

② ①以外（地域密着Ⅱ型を含む）の場合

年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
150 人未満	1, 3 7 6, 0 0 0 円	2,000 人以上 2,100 人未満	7, 2 7 8, 0 0 0 円
150 人以上 300 人未満	2, 7 5 1, 0 0 0 円	2,100 人以上 2,200 人未満	7, 5 1 1, 0 0 0 円
300 人以上 400 人未満	2, 9 3 4, 0 0 0 円	2,200 人以上 2,300 人未満	7, 7 4 4, 0 0 0 円
400 人以上 500 人未満	2, 9 6 9, 0 0 0 円	2,300 人以上 2,400 人未満	7, 9 7 7, 0 0 0 円
500 人以上 600 人未満	3, 0 0 4, 0 0 0 円	2,400 人以上 2,500 人未満	8, 2 1 0, 0 0 0 円
600 人以上 700 人未満	3, 0 3 9, 0 0 0 円	2,500 人以上 2,600 人未満	8, 4 4 3, 0 0 0 円
700 人以上 800 人未満	3, 0 7 4, 0 0 0 円	2,600 人以上 2,700 人未満	8, 6 7 6, 0 0 0 円
800 人以上 900 人未満	3, 1 0 9, 0 0 0 円	2,700 人以上 2,800 人未満	8, 9 0 9, 0 0 0 円
900 人以上 1,000 人未満	4, 7 1 5, 0 0 0 円	2,800 人以上 2,900 人未満	9, 1 4 2, 0 0 0 円
1,000 人以上 1,100 人未満	4, 9 4 8, 0 0 0 円	2,900 人以上 3,000 人未満	9, 3 7 5, 0 0 0 円
1,100 人以上 1,200 人未満	5, 1 8 1, 0 0 0 円	3,000 人以上 3,100 人未満	9, 6 0 8, 0 0 0 円
1,200 人以上 1,300 人未満	5, 4 1 4, 0 0 0 円	3,100 人以上 3,200 人未満	9, 8 4 1, 0 0 0 円
1,300 人以上 1,400 人未満	5, 6 4 7, 0 0 0 円	3,200 人以上 3,300 人未満	1 0, 0 7 4, 0 0 0 円
1,400 人以上 1,500 人未満	5, 8 8 0, 0 0 0 円	3,300 人以上 3,400 人未満	1 0, 3 0 7, 0 0 0 円
1,500 人以上 1,600 人未満	6, 1 1 3, 0 0 0 円	3,400 人以上 3,500 人未満	1 0, 5 4 0, 0 0 0 円
1,600 人以上 1,700 人未満	6, 3 4 6, 0 0 0 円	3,500 人以上 3,600 人未満	1 0, 7 7 3, 0 0 0 円
1,700 人以上 1,800 人未満	6, 5 7 9, 0 0 0 円	3,600 人以上 3,700 人未満	1 1, 0 0 6, 0 0 0 円
1,800 人以上 1,900 人未満	6, 8 1 2, 0 0 0 円	3,700 人以上 3,800 人未満	1 1, 2 3 9, 0 0 0 円
1,900 人以上 2,000 人未満	7, 0 4 5, 0 0 0 円	3,800 人以上 3,900 人未満	1 1, 4 7 2, 0 0 0 円
※延べ利用人数 3,900 人以上の場合は、100 人刻み毎に 233,000 円ずつ年額が増加 ただし、20,100 人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1,150,000 円 (基幹型実施施設に加算される)		

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

- (2) 平日（月曜日から土曜日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
2,700円	2,000円	1,200円

イ ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の市民税非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,400円	1,000円	600円

- (3) 休日（日曜・国民の祝日）利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり

ア 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうちひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
3,600円	2,700円	1,600円

イ ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯以外の非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。

0歳児	1・2歳児	3歳児以上
1,800円	1,400円	800円

- (4) 障がい児加算分

障がい児の延べ利用児童数に3,200円を乗じて得た額とする。

- (5) 0歳児加算分

0歳児の延べ利用児童数に1,300円を乗じて得た額とする。

- (6) 専任保育士配置加算分

一時預かり事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額1,569,000円を加算する。

ただし、加算基準日は月の初日とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。

ア 一時預かり事業の担当として専任保育士を1名以上配置

イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること

ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと

2 生活保護世帯等の確認

- (1) 生活保護世帯

区保健福祉センターが発行する「生活保護適用証明書」により確認し、「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

- (2) 市民税非課税の世帯

各市税事務所・区役所が交付する「市民税・府民税証明書」等により確認し、「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(3) ひとり親家庭

区保健福祉センターが発行する「児童扶養手当証書」、「ひとり親家庭医療証」、「児童扶養手当支給停止通知書」もしくは「保護者の戸籍謄本等」により確認し、写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(4) 障がい児（者）のいる世帯

区保健福祉センター等が発行する「障がい者手帳等」により確認し、写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

(5) 被災者減免適用世帯

被災地自治体が発行する罹災証明または運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料により確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【災害避難者】と記載すること。罹災証明がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

(6) 障がい児加算の対象

次のいずれかにより確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

- ・特別児童扶養手当証書
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・その他、市長が適切と認める書類（特別支援保育事業要件に準じる）

3 年齢の考え方

利用児童の年齢については、当該年度の4月1日時点の年齢とする。

4 市長が特に必要と認めるときの利用

別紙（4）ただし書きの上記以外の就学前児童とは、保護者が出産や介護等を理由に一時的に本市の実家へ里帰りするときや裁判員制度へ従事するときに保育が必要となる児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみをの地域を除く）から本市へ避難した児童に限定し利用を認める。

※ 里帰りによる利用であることの確認

母子手帳や介護保険被保険者証等により里帰りの理由を確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【里帰り】と記載すること。

※ 裁判員制度への従事による利用であることの確認

地方裁判所から送付される「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」をもって確認し、本人の承諾が得られた場合は、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。本人の承諾が得られない場合は、呼出状を確認のうえ、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【裁判員従事】と記載する。

※ 災害救助法適用地域から本市へ避難したことによる利用であることの確認

被災地自治体が発行する罹災証明及び運転免許証、健康保険証等住所・本人確認できる資料により確認し、その写しを「一時預かり事業利用承認報告書」に添付すること。

また、利用申込書の「利用申込理由及び特記事項」欄に【災害避難者】と記載すること。罹災証明がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。